

会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日決裁・改題)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物及び人的被害を防止するため、予算の範囲内において会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野生鳥獣 農作物等に被害を及ぼす鳥獣で、別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 侵入防止柵 野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐための電気柵、ワイヤーメッシュ柵、侵入防止ネット柵等をいい、設置に要する資材を含む。
- (3) 誘引果樹 カキ、クリ、クルミ、クワその他ツキノワグマを誘引するおそれのある果樹をいう。
- (4) 法人 市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (5) 団体 市内に所在し、2戸以上の個人で構成されたもの（次号に定めるものを除く。）をいう。
- (6) 広域被害対策実施団体 集落環境診断（侵入防止柵の新規設置又は延長若しくは被害防除対象の野生鳥獣の種類又は設置場所の変更時に限る。）に基づき、生息環境管理としての緩衝帯整備や被害防除としての侵入防止柵設置などの鳥獣被害対策を広域的に実施する市内の行政区を単位とした団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象とする事業は、別表第2の事業区分の欄に掲げる事業とする。

- 2 補助金の対象者は、別表第2の事業区分の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の補助対象者の欄に掲げるものとする。
- 3 補助金の補助対象となる経費は、別表第2の事業区分の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。
- 4 補助金の額は、別表第2の事業区分の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の補助額の欄に掲げる額とする。ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、侵入防止柵の新設、改修若しくは維持管理に要する資材等を購入した日又は誘引果樹の伐採を実施した日から1年以内に、会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はこれに代わる書類の写し
 - (2) 侵入防止柵の新設、改修若しくは維持管理に係る作業又は誘引果樹の伐採を実施した場所の位置図
 - (3) 侵入防止柵の新設、改修若しくは維持管理に係る作業又は誘引果樹の伐採を実施した後の写真
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 申請の回数は、同一年度内に1回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付

の可否を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 申請者は、市長から前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付請求書（第3号様式）により市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金の全額又は一部について返還を命ずることができる。

（実績報告）

第8条 広域被害対策実施団体は、別表第2に掲げる侵入防止柵購入補助事業に係る補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間、会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業（広域被害対策）実績報告書（第4号様式）を、各年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に購入した侵入防止柵に係る資材等の当該購入に要した経費又は実施した誘引果樹の伐採に要した経費に係る補助金の交付について適用し、同日前に購入した侵入防止柵に係る資材等の当該購入に要した経費又は実施した誘引果樹の伐採に要した経費に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金交付要綱第10条に規定する実績報告の提出に関しては、同条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

別表第1（第2条関係）

会津若松市鳥獣被害防止総合支援事業補助金交付要綱に定める「野生鳥獣」の範囲

会津若松市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、その他獣類（ニホンカモシカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ） 鳥類（カラス、カワウ、スズメ）
その他鳥獣	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）別表第二に定める狩猟鳥獣

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助額
侵入防止柵 購入補助事業	(1) 市内に住所を有する個人（以下この表において「個人」という。） (2) 法人又は団体 (3) 広域被害対策実施団体	(1) 侵入防止柵を新設するための資材等の購入に要した経費 (2) 設置済みの侵入防止柵を改修するための資材等の購入に要した経費 (3) 侵入防止柵の維持管理に要する資材等の購入に要した経費	(1) 個人の場合 補助対象経費の10分の5の額又は5万円のいずれか低い額 (2) 法人又は団体の場合 補助対象経費の10分の6の額又は8万円のいずれか低い額 (3) 広域被害対策実施団体の場合 補助対象経費の10分の8の額又は50万円のいずれか低い額
誘引果樹伐採事業	広域被害対策実施団体	誘引果樹の伐採に要する業務委託料	補助対象経費の10分の5の額又は伐採した樹木の本数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額 (申請1回あたり50万円を限度とする。)